

第2部 平成21年度の環境の状況と施策

第2部 平成21年度の環境の状況と施策

第1章 地球温暖化等

第1節 地球温暖化

1 環境の状況【地球温暖化対策室】

(1) 温室効果ガス排出量

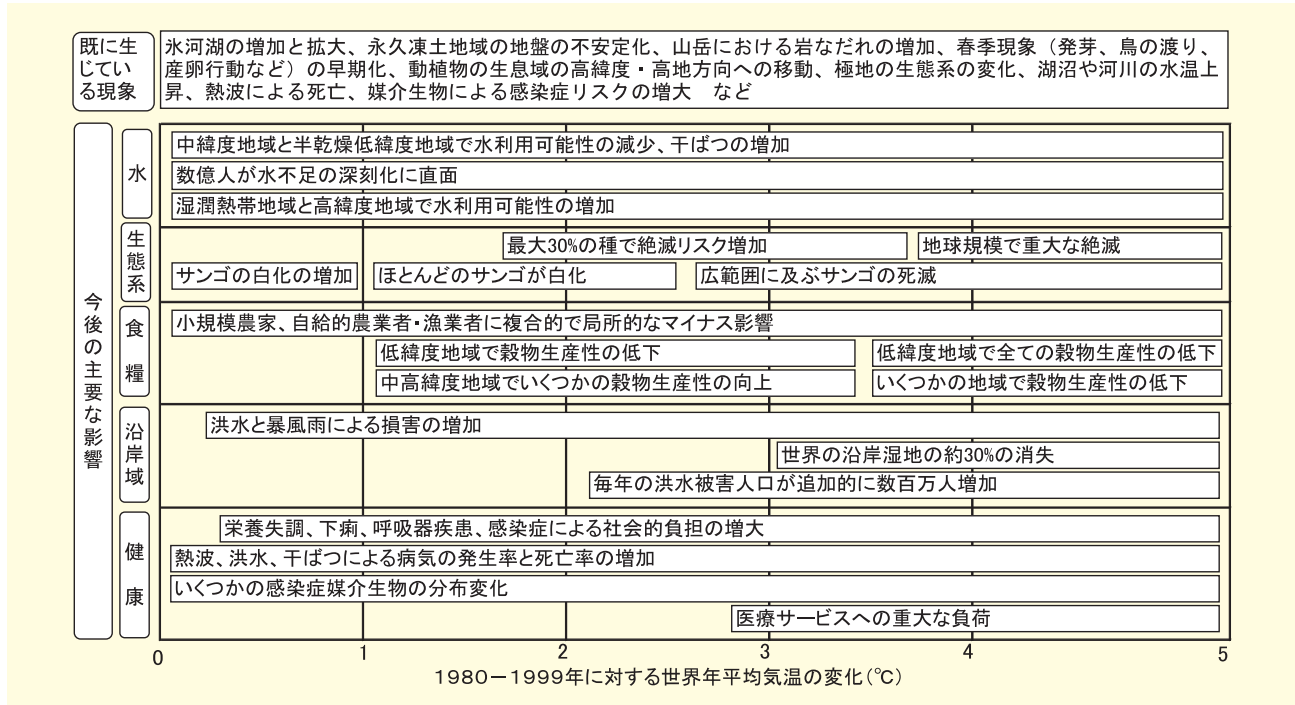
地球温暖化とは、石油や石炭など化石燃料の燃焼等により大気中の二酸化炭素（CO₂）など温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇していく現象です。

2007年（平成19年）に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書では、地球が温暖化していることには疑う余地がなく、その原因は、人為起源の温室効果ガス濃度の増加であるとほぼ断定しています。

また、同報告書では、過去100年間に、世界の平均気温が0.74℃上がったとされ、今世紀末の平均気温上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会であれば約1.8℃（1.1～2.9℃）、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会のままでは、約4.0℃（2.4～6.4℃）になると予測しています。

更に、同報告書では、地球温暖化の影響について、「地球の自然環境は全ての大陸とほとんどの海洋で今まさに温暖化の影響を受けている」と断定しています。

図2-1-1 地球温暖化で顕在化した現象と将来の影響予測



資料：IPCC第4次評価報告書より作成

【用語】

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）の共催により1988年（昭和63年）11月に設置されたもの。地球温暖化に関する科学的な知見の評価、地球温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の3つの課題について検討している。

既に生じている主な影響としては、永久凍土地域の地盤の不安定化、春季現象（発芽、鳥の渡り、産卵行動など）の早期化、動植物の生息域の高緯度・高地方向への移動、熱波による死亡などが挙げられており、今後も地球温暖化による様々な影響が生じることが危惧されています。

地球温暖化に対応するため、1997年（平成9年）12月に京都議定書が締結され（2005年（平成17年）2月発効）、我が国は、2008～2012年度平均で、1990年度に比べ、温室効果ガスの排出量を6%削減することを約束しています。本県では2005年（平成17年）1月に「あいち地球温

暖化防止戦略」を策定し、2010年度（平成22年度）における県内からの温室効果ガス排出量を、基準年度である1990年度（平成2年度）と比べて6%削減するという目標を立てていますが、2008年度（平成20年度）の本県の温室効果ガス排出量は基準年度比で1.8%（速報値）増加しており、総排出量の約90%を占めるエネルギー起源CO₂を中心に、部門ごとにそれぞれの特性を踏まえた効果的な対策を講じることが必要です。

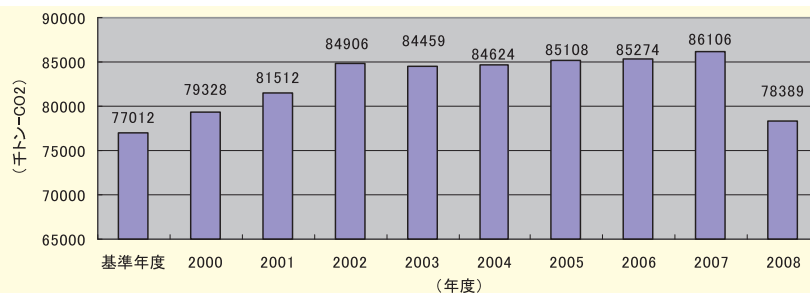
さらに、今後の対応として、我が国は、2009年（平成21年）12月にデンマークで開催された第15回気候変動枠組条約締約国会議（COP15）でまとめられたコペンハーゲン合意に基づき、

表2-1-1 本県における温室効果ガス排出量

区分		基準年度 排出量 (千トン-CO ₂)	2008年度 排出量(割合) (千トン-CO ₂) (%)	増加率 (1990→2008) (%)	
				区分内	
エネルギー 起源 CO ₂	産 業	42,898	39,090 (53.5)	▲ 8.9	+ 2.5
	民生(家庭)	7,315	9,375 (12.8)	+ 28.2	
	民生(業務)	8,387	10,566 (14.5)	+ 26.0	
	運 輸	11,041	11,825 (16.2)	+ 7.1	
	エネルギー転換	1,481	2,184 (3.0)	+ 47.4	
	小 計	71,124	73,041 (100.0)	+ 2.7	
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		3,224	4,275	+ 1.4	
代替フロン等 3 ガス		2,664	1,074	▲ 2.1	
合 計		77,012	78,389	+ 1.8	

- (注) 1 基準年度は1990年度〔ただし、代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)は1995年度〕である。
 2 増減率は、区分内については基準年度排出量に対する2008年度排出量の増減を、それ以外は基準年度排出量の合計(77,012千トン-CO₂)に対する2008年度排出量の増減を示す(基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している)。
 3 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
 4 算定方法の見直しや過去の統計データの改訂に伴い、基準年度まで遡って排出量を算出した。

図2-1-2 本県における温室効果ガスの排出量の推移



(注)算定方法の見直しや過去の統計データの改訂に伴い、基準年度まで遡って排出量を算出

(資料)環境部調べ

2020年の温室効果ガス排出削減目標として、「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、90年比で25%削減」との内容を、気候変動枠組条約事務局に提出しました。

こうした中、本県では、「新たな地球温暖化防止戦略」検討委員会を設置し、2020年度に向けて、地球温暖化対策の一層の強化・推進を図る新たな計画の策定を進めています。

(2) 温室効果ガス環境調査結果

温室効果ガスの実態を把握するため、県では二酸化炭素など代表的な温室効果ガスについて大気中の濃度を測定しています。

二酸化炭素については、平成4年度より自動測定装置による連続測定を実施しています。年平均値の経年変化は図2-1-3のとおり増加傾向を示しており、平成21年度は前年度と比べて4.5ppm増えて過去最高の405.9ppmとなっています。

図2-1-3 二酸化炭素の大気中濃度の経年変化

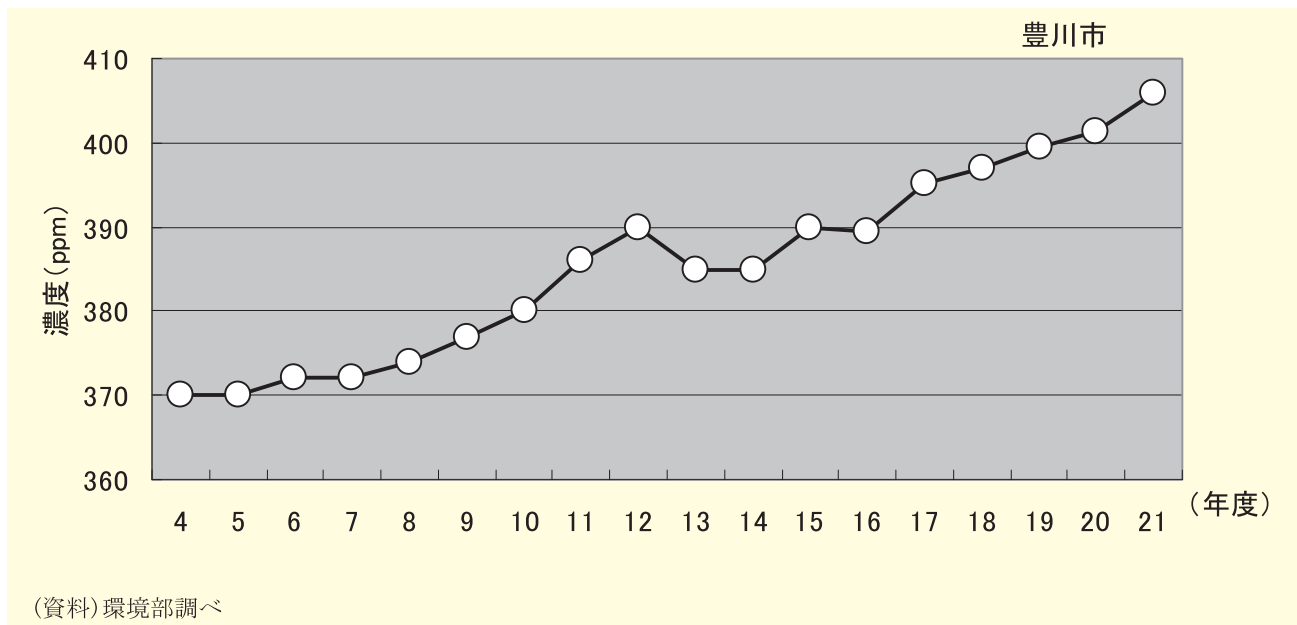


表2-1-2 戦略における主な数値目標に係る推進状況

区分	重点施策	施策の概要	数値目標 (2010年度目標)	進捗状況 (2009年度)
産業	CO ₂ 排出削減マニフェストの登録 CO ₂ マニフェスト作戦	事業者の自主管理対策宣言を県が承認・登録	100 マニフェスト	65 マニフェスト
家庭	太陽エネルギー利用施設等の普及促進 ソーラーリボン作戦	太陽光発電・高効率給湯器等の導入促進及び県庁率先導入	100 万基	約 25 万基
	地域・企業等のエココミュニティ活動の促進 どこでもエコ協議会作戦	各種地域協議会活動によるライフスタイルの転換	100 協議会	27 協議会
業務	ESCO 事業の展開 省エネESCO作戦	県庁率先導入及び市町村・民間施設への普及拡大	500 施設	89 施設
運輸	エコカーの普及拡大 エコカー300万台作戦	低公害車等の導入支援、エコステーションの整備の促進	300 万台	約 253 万台
啓発	エコファミリー宣言制度の普及	「エコファミリー」制度の普及	1 万世帯登録	14,245 世帯 (環境省登録等)

※作戦名のある施策が「あいち eco モデル」

2 地球温暖化防止に関する施策

(1) あいち地球温暖化防止戦略の推進

【地球温暖化対策室】

戦略では、特に重点的に取り組む25の重点施策を示すとともに、「ソーラーミリオン作戦」などの先進的・先導的な9つの取組については「あいちecoモデル」として地域から発信しています。これらの取組を中心に、多様な主体の参加を促しながら、地球温暖化対策の推進を図りました。

ア 産業部門

(ア) CO₂排出削減マニフェストの登録

～CO₂マニフェスト作戦

【地球温暖化対策室】

CO₂排出削減マニフェストとは、事業者の方々にも地球温暖化対策に主体的に取り組んでいただくという観点から、事業者が自ら定めた具体的な取組内容を県に登録し、公表することで、他の事業者や他地域への展開を期待するものです。

平成21年度には19社から提出があり、平成21年度末におけるマニフェスト登録は計65社になっています。また、平成21年12月に開催した「あいち地球温暖化防止戦略推進大会」において、愛知県産の間伐材で製作した「登録証」を授与しました。

(イ) 地球温暖化対策計画書制度

【地球温暖化対策室】

県民の生活環境の保全等に関する条例では、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い工場・事業場を設置し又は管理する者（地球温暖化対策事業者）に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（地球温暖化対策計画書）を原則3年の計画期間ごとに作成すること、及び前年度の措置の実施の状況を記載した書面（地球温暖化対策実施状況書）を作成し知事に提出することを義務づけています。

平成21年度までに提出された実施状況書によると、目標年度における温室効果ガスの排出量は各基準年度と比較して、全体で2.9%削減されました。

イ 家庭部門

(ア) あいちエコチャレンジ21県民運動の推進

【地球温暖化対策室】

本県では、市町村、県民によるエコライフの実践の輪を広げていくため、NPO、事業者などと連携しながら、「あいちエコチャレンジ21」県民運動を展開しています。

平成21年度は、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員などの協力を得て、小学校等における「ストップ温暖化教室」の開催、自動車学校におけるエコドライブ講習会の開催、各種イベントにおけるブース出展、「環境にやさしい暮らし」をテーマとしたエコライフ川柳の募集、あいち緑のカーテンコンテストなどを行いました。

今後も、これらの取組を引き続き実施して、家庭でできる省エネ・省資源の取組の実践を呼びかけていきます。



「あいちエコチャレンジ21」ロゴマーク

(イ) 太陽エネルギー利用施設等の普及促進 ～ソーラーミリオン作戦

【地球温暖化対策室】

家庭のCO₂削減に効果の大きい太陽光発電施設などの普及促進を図るため、県では平成15年度から、補助制度を有する市町村と協調して、

表2-1-3 条例の地球温暖化対策事業者の計画基準年度排出量及び目標年度排出量

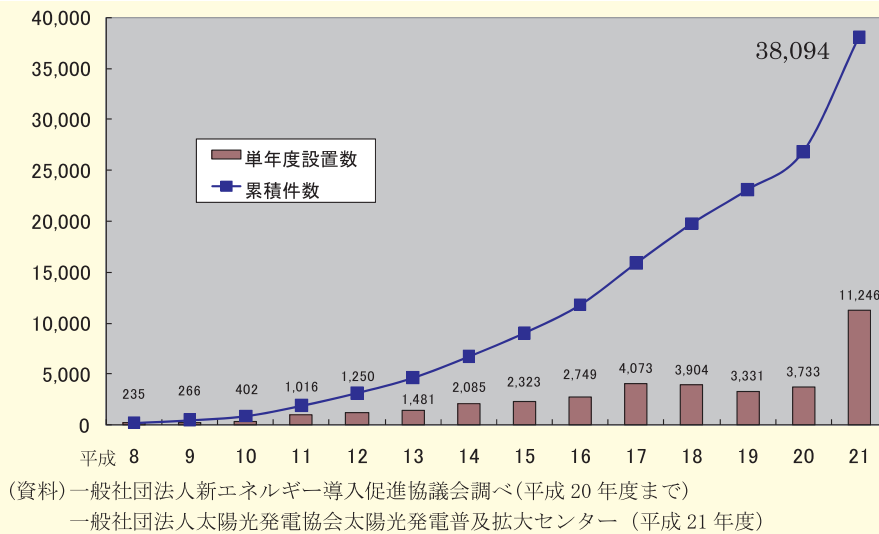
実績報告件数	基準年度排出量	目標年度排出量	増減率
594件	30,889千トン-CO ₂	30,005千トン-CO ₂	-2.9%

(資料)環境部調べ

(注) 1 エネルギー転換部門を除く。

2 件数の内訳は、計画期間 H16～18年度が540件、H17～19年度が14件、H18～20年度が40件であり、基準年度は各計画期間の前年度である。

図2-1-4 住宅用太陽光発電施設普及件数



住宅用太陽光発電施設を設置する県民に対し、費用の一部を補助しています。国の補助についても、いったんは廃止されていましたが、平成21年1月から再開されました。

これらの支援制度の効果もあり、本県の住宅用太陽光発電施設の設置数は平成21年度末で約3万8千基に上り、全国第1位となっています。

また、自然エネルギーによる発電を支える新たな仕組みとして期待される「グリーン電力証書」に関するモデル事業を実施しました。

(ウ) 地域・企業等のエココミュニティ活動の促進～どこでもエコ協議会作戦

【地球温暖化対策室】

地球温暖化対策地域協議会は、地域の自治体や事業者、住民、NPOなどが互いに協力して、日常生活における地球温暖化対策活動に取り組むための組織で、地球温暖化対策の推進に関する法律に位置づけられているものです。

県では、地球温暖化対策地域協議会設立を支

援するため、地球温暖化防止活動推進センターと連携して、活動報告の取りまとめや、協議会設立を検討している団体等への助言を行いました。

ウ 業務部門【地球温暖化対策室】

ESCO事業の普及拡大を図るため、県の率先導入として、愛知芸術文化センター、愛知県がんセンター及び愛知県体育館の3施設において、ESCO事業を導入しています。

エ 運輸部門【地球温暖化対策室】

第3章交通環境において、県の取組を掲載しています。

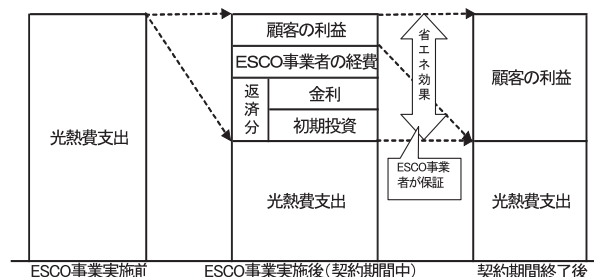
オ 普及啓発【地球温暖化対策室】

小中学生を対象とした環境学習の一環として、県内15市町24小中学校延べ700名を対象に、樹木の大気浄化能力の観察実験を行いました。

また、国が推進している「我が家の環境大臣」

【用語】

ESCO (Energy Service Company) 事業：建物の電気設備等の省エネ化を資金調達から設計・施工、管理まで一括して請け負い、省エネによる経費節減分を発注者とESCO事業者が分配するという仕組み。市場原理を利用した有効なCO₂削減対策であり、有望な省エネビジネスとして期待されている。



クローズアップ

グリーンニューディール基金を活用して事業を推進しています

地球温暖化など喫緊の環境問題の解決に必要な事業の実施を通して、当面の雇用創出を図る「地域グリーンニューディール基金」が総額550億円（愛知県分8億5,600万円）の規模で創設され、この基金を活用した事業が平成23年度までの3年間で実施されています。

具体的には、地域における低炭素革命を推進し、太陽光発電などの再生可能エネルギーや省エネ機器を普及させるため、地域のシンボルとなる県や市町村の公共施設に太陽光発電や小型風力発電、LED照明などを先導的に導入するほか、中小企業の再生可能エネルギーや省エネ施設の導入などにも支援を行っています。

グリーンニューディール基金を活用して設置した施設



津島市役所



東郷町中部資源回収ステーション



伊良湖休暇村公園施設

クローズアップ

店舗等の省エネ診断を実施しています

本県では、「あいち地球温暖化防止戦略」により、県内の温室効果ガス排出量を2010年度までに基準年度（1990年度）比マイナス6%とすることを目標として取組を進めていますが、業務部門においては排出量の増加が著しく、対策の強化が必要となっています。

そこで、店舗等の省エネ診断を行うことにより、エネルギー使用の実態と省エネ対策の実施状況を把握し、効果的な省エネ対策について助言を行っています。また、省エネ診断の結果を基に業態ごとの省エネ対策手引書を作成し、同業態の事業者への省エネ対策の導入促進を図っています。

平成21年度には、飲食店、小売店、オフィスビルを対象として、各業態10施設の省エネ診断を実施し、業態ごとの省エネ対策手引書を作成するとともに、省エネ対策講習会を開催しました。平成23年度までに全部で10業態程度を対象として同様の事業を実施することとしています。



省エネ対策手引書

などのエコファミリー宣言制度への参加の呼びかけ、あるいは、「クールビズ」や「ウォームビズ」のキャンペーンなどを実施しました。

更に、「県民グリーン運動作戦」のウェブサイトを通じて、県民の方々に身近な緑化を呼びかけました。

なお、地球温暖化対策の推進等の担い手として、知事が委嘱した地球温暖化防止活動推進員が、地域における普及啓発活動を実施しています（平成22年5月末現在で155名）。

（2）新エネルギー対策の推進

ア 愛知県新エネルギー関連産業振興計画の推進

【新産業課】

本県では、厚いモノづくり産業の集積などのポテンシャルを生かして、新エネルギー関連産業の振興、育成を図るため、「愛知県新エネルギー関連産業振興計画」を平成17年3月に策定しています。その具体的施策として、NEDO（（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構）実証研究の継承事業である中部臨空都市での「新エネルギー実証研究」の推進や、新エネルギーに関する社会実証を促していくことを目的に「愛知県新エネルギー産業協議会」、「あいち



燃料電池自動車の試乗会を開催
（平成22年2月13日）

FCV普及促進協議会」を設置して新エネルギー関連の課題別研究会活動や実証事業への地域からの支援活動等を実施しています。また、新エネルギー関連シンポジウムを開催したり、工業高校生等を対象に新エネルギーに関する授業を開催して、普及啓発や人材育成を行っています。

イ 中小企業エネルギー・環境関連情報提供事業

【地域産業課】

（財）あいち産業振興機構では、中小企業者が省エネルギーの推進やリサイクルの促進などのエネルギー・環境問題に適切に対応できるよう、エネルギー・環境関連の図書、雑誌、各種刊行物、ビデオなどの閲覧や貸出しを行っています。

また、県においても、リサイクルの円滑な推進のために、リサイクル関連法を紹介するパンフレットを配布しています。

ウ エネルギー環境対策等に対する融資制度

【中小企業金融課】

中小企業者が、資源の有効利用及び廃棄物の再生利用等を促進するために必要な設備資金、新技術の導入や研究開発等を行うために必要な設備・運転資金を融資しています（表2-1-1



あいち臨空新エネルギー実証研究エリア全景

【用語】

愛知県新エネルギー産業協議会：新エネルギー関連分野における地域産学行政のネットワーク形成を目指し、平成17年2月に設立。（構成：名古屋大学、名古屋工業大学、中部電力(株)、東邦ガス(株)、トヨタ自動車(株) ほか）

あいちFCV普及促進協議会：国のFCV（FCV：Fuel Cell Vehicle（燃料電池車））及び水素ステーションの実証試験プロジェクトを、地域として円滑に推進するとともに、FCVや水素ステーションの普及啓発活動に取り組むため、平成17年7月に県、市、関連企業により設立。（構成：愛知県、豊田市、常滑市、中部国際空港(株)、新日本製鐵(株)、大陽日酸(株)、東邦ガス(株)、トヨタ自動車(株) ほか）

【平成21年度の主な取組】

(1) 愛知県新エネルギー産業協議会（課題別研究会）の開催等

- ・愛知県新エネルギー産業協議会の開催 1回
- ・5つの課題別研究会の開催（バイオマス関連研究会 3回、燃料電池に関する最新の技術研究会 2回、太陽光発電利活用研究会 4回、小型風力発電利活用研究会 4回、中低温排熱利活用講演会 1回）
- ・あいちFCV普及促進協議会の開催 2回
- ・燃料電池自動車の試乗会とセミナーの開催 3回（参加者 約240名）
- ・東海三県水素エネルギーシンポジウムの開催 1回（参加者 約170名）

(2) 燃料電池人材育成事業の実施

- ・県内工業高校生への燃料電池製作体験授業 12校（約550名）

(3) 地域エネルギー産業化支援事業の実施

- ・新エネルギーアドバイザー派遣 3回

4)。

平成22年度の貸付条件等は、表2-1-5のとおりです。

【地球温暖化対策室】

バイオディーゼル燃料（BDF）は、軽油に代えて又は軽油と混合して、主に自動車に使用される燃料であり、植物由来の菜種油、大豆油、パーム油などの食用油やその廃油から製造され

エ バイオディーゼル燃料の普及促進

表2-1-4 融資実績

年度	資金名		経済環境適応資金	
			環境問題対応資金	企業活性化資金
			再生利用促進資金	新技術導入・研究開発資金
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
平成19年度	0	0	1	60,000
20	0	0	0	0
21	0	0	0	0

(資料)産業労働部調べ

表2-1-5 経済環境適応資金貸付条件（平成22年度）

貸付条件	資金名		経済環境適応資金	
			環境問題対応資金	企業活性化資金
			再生利用促進	新技術導入・研究開発
対象資金	資源の有効利用及び廃棄物の再生利用の促進、容器包装の再商品化に必要な設備資金		新技術の導入や研究開発に必要な設備・運転資金、先端技術設備の導入に必要な設備資金	
融資限度額	1億5千万円		1億5千万円	
融資期間及び利率	5年以内	1.7%	運転資金	設備資金
	7年以内	1.8%	5年以内 1.7%	5年以内 1.7%
	10年以内	1.9%	7年以内 1.8%	7年以内 1.8%
			10年以内 1.9%	10年以内 1.9%

(資料)産業労働部調べ

るため、燃焼して排出される二酸化炭素は、新たな増加分とはされません。そのため、温室効果ガスの削減対策の一つとして注目されています。

県では「BDF導入拡大検討会」を設置し、取組事例の収集や課題を整理するとともに、市町村が導入可能な事業モデルの検討などを行いました。それらの検討結果をもとに、平成19年度に「バイオディーゼル燃料導入ガイドライン」を策定し、平成20年度には、普及啓発用パンフレット「環境にやさしいバイオディーゼル燃料の普及にむけて」を発行しました。

県内の市町村では、一般家庭等から使用済み食用油を回収して製造したり、民間事業者から購入したBDFをゴミ収集車などの燃料として使用するなどの取組が行われており、平成22年3月現在、25の市町村でBDFに関する取組が行われています。

(3) 環境と共生する住まい・まちづくりの推進

ア 環境に配慮した住宅・建築物の整備促進 【住宅計画課】

わが国のCO₂排出量の約2割を占める業務その他部門（オフィス・店舗など）においては、床面積の増大、使用電気機器等の保有台数の増加、建物使用時間の増加などにより、また、同じく約1割を占める家庭部門（住宅など）においては世帯数の増加、家電機器等の保有台数の増加などにより、それぞれCO₂排出量が大幅に増大しています。

そこで、業務その他部門（建築物）及び家庭部門（住宅）からのCO₂排出量を少しでも減らし、環境と共生しながら長く使い続ける住まい・まちづくりを推進するため、国がその充実・普及を推進している「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」をベースに本県独自の「CASBEEあいち」を開発し、それを活用した届出・公表制度を「県民の生活環境の保全等に

関する条例」に規定しました。

今後は、「CASBEEあいち」の周知・普及を図るとともに、建築主が「CASBEEあいち」を活用して作成した建築物環境配慮計画書の届出制度の円滑な運用と環境配慮型住宅・建築物の整備を促進していきます。

イ 住宅・建築物の省エネルギー

【住宅計画課】

オイルショックを契機として、昭和54年にエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下本節において「省エネ法」という。）が制定され、住宅や建築物の省エネルギー対策もこの法律に基づいて行われることとなっています。省エネ法では建築物等の省エネ措置の日安となる「判断基準」が定められていますが、この基準は制定後数度の改正を経て拡充・強化されてきています。

これまでは、床面積の合計が2000m²以上の建築物の新築、増築、改築、修繕等を行う場合に省エネルギー措置の所管行政庁への届出が義務付けられていましたが、平成22年4月より届出の対象が広がり、床面積の合計が300m²以上2000m²未満の建築物の新築、増築、改築を行う場合についても届出が必要となりました。また、この届出をした者は、届け出た省エネ措置に関する維持保全の状況を定期的に報告することが求められています。

この「判断基準」は、ホテル、病院、物販店舗、事務所、学校、飲食店、集会所、工場及び住宅といった建築物の用途ごとに定められているものです。それぞれの基準は、いずれも建築物等の外壁や窓などに行う断熱措置に関することと、建築物等に設ける設備の省エネ措置に関することの2つに大別されます。設備については、空気調和設備、機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機といった種類ごとにさらに細かく基準が定められています。

省エネ措置に関する届出・報告は所管行政庁

【用語】

CASBEE (Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency) : 建築物等の環境性能を評価し、格付けする手法で、省エネや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮等も含めた建築物等の環境性能を総合的に評価するシステム。

(県又は建築主事を置く市) に対して行うこととされており。本県内では、表2-1-6のとおり届出されており、本県を始めとする県内の所管行政庁が省エネルギーに関する指導及び助言等を実施しています。

(4) 行政の率先行動

ア あいちアクションプランの推進

【地球温暖化対策室】

県の事務事業に伴って排出される温室効果ガスを削減するため、平成10年に策定した「愛知県庁の環境保全のための行動計画（あいちアクションプラン）」を、平成12年からは地球温暖化対策推進法に基づく県の実行計画に位置付け、排出抑制に取り組みました。

その結果、平成21年度の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成10年度）より6.5%減少し、

目標を達成しました。これは、省エネ対策の推進によるエネルギー使用量の削減、重油からガスへの燃料転換、CO₂排出係数などに配慮した電力入札の導入などの効果によるものです。

今後は、平成22年度にあいちアクションプランを改定し、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます。

イ 県・市町村の再生可能エネルギー等の率先導入

【地球温暖化対策室】

太陽光、風力などの再生可能エネルギーや排熱を積極的に導入する取組は、エネルギー供給の安定化に役立つとともに化石燃料の使用を抑えることにつながり、地球温暖化対策にも有効であるため、県・市町村では、再生可能エネルギー等の率先導入に努めています。

表2-1-6 省エネルギー法に係る届出状況（平成21年度）

区分	届出件数	届出対象用途の内訳（重複あり）									
		ホテル等	病院等	物販店舗等	事務所等	学校等	飲食店等	集会所等	工場等	住宅等	合計
愛知県	129	2	9	9	14	14	0	8	53	22	131
その他の 所管行政庁	266	6	19	12	48	31	3	13	35	100	267
愛知県全体	395	8	28	21	62	45	3	21	88	122	398

(資料)建設部調べ

表2-1-7 県庁の事務・事業に係る温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の経年変化

(単位：トン-CO₂)

年度	基準 (平成10)	11	12	13	14	15	
温室効果ガスの排出量	129,384	124,632	127,009	121,533	129,018	147,193	
平成10年度からの増減	—	▲3.7%	▲1.8%	▲6.1%	▲0.3%	+13.8%	
年度	平成16	17	18	19	20	21	目標 (21年度)
温室効果ガスの排出量	144,573	137,904	136,128	136,744	132,508	120,050	121,621
平成10年度からの増減	+11.7%	+6.6%	+5.2%	+5.7%	+2.4%	▲7.2%	▲6%

(資料)環境部調べ

(注) 1 基準年度より増加している場合は+、減少している場合は▲で表示している。

2 温室効果ガスの排出量は、本県が購入した各電気事業者のCO₂排出係数(平成21年度はクレジットを反映した調整後排出係数)を使用して基準年度まで遡って再計算を実施した。

大きなスケールを考えた上での総合的な対策が必要となります。

また、都市における社会・経済活動に密接に関連していることから、ライフスタイルの改善も必要になります。

2 ヒートアイランド対策に係る施策

【地球温暖化対策室】

ヒートアイランド現象の緩和のためには、中・長期的な視点に立って、県民・事業者・市町村や県がそれぞれの役割を認識し、連携して、効果的に対策を推進する必要があります。

国は、平成16年3月にヒートアイランド対策

に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するための「ヒートアイランド対策大綱」を策定しました。大綱では、4つの基本方針が示され、実施すべき対策が体系的に取りまとめられています。

本県においても、この大綱の基本方針に基づき、各種緩和対策などをとりまとめた「ヒートアイランド緩和対策マニュアル」を平成16年12月に作成（平成22年3月改訂）し、建築物等の緑化推進等に係る融資制度、エコ住宅の普及、補助制度（低公害車、太陽光発電施設）など様々な施策を推進しているところです。

ヒートアイランド対策大綱における基本方針

人工排熱の低減：はきだす熱をへらす

- エネルギー消費機器等の高効率化の促進
- 省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及促進
- 低公害車の技術開発・普及促進
- 交通流対策及び物流の効率化の推進並びに公共交通機関の利用促進
- 未利用エネルギー等ヒートアイランド対策に資する新エネルギーの利用促進

地表面被覆の改善：「緑」と「水」をふやす

- 民間建築物等の敷地における緑化等の推進
- 官庁施設等の緑化等の推進
- 公共空間の緑化等の推進
- 水の活用による対策の推進

都市形態の改善：まちのあり方をかえる

- 水と緑のネットワーク形成の推進
- 環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画制度の活用の推進

ライフスタイルの改善：くらしぶりをかえてみる

- ライフスタイルの改善に向けた取組の推進（普及啓発）
- 自動車の効率的な利用（普及啓発）

第3節 オゾン層保護

1 フロン回収に係る現状

【大気環境課】

昭和49年、フロンガスがオゾン層破壊の原因であるとの説が発表されたことから、昭和60年にオゾン層の保護のためのウィーン条約が、次いで昭和62年にはオゾン層を破壊する物質に関

するモントリオール議定書が採択され、オゾン層を保護するため、国際的にフロン製造などの規制措置が実施されることになりました。

我が国では、これを受けて昭和63年に特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）を制定し、特定物質の製造

の規制並びに排出の抑制、使用の合理化に関する措置が設けられました。

また、家庭用エアコン及び冷蔵庫・冷凍庫については特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法 平成13年4月施行）、業務用冷凍空調機器については特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下本節において「フロン回収・破壊法」という。平成14年4月施行）、カーエアコンについては使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法 平成17年4月施行）により、これらの機器の廃棄時において機器中に冷媒として残存しているフロン類の回収が義務づけられており、回収されたフロン類は、再利用される分を除き破壊されることとなっています。

なお、フロン回収・破壊法については、平成18年6月の改正により機器の廃棄時にフロン類の回収行程を管理する制度の導入や、機器の整備時においても廃棄時と同様にフロン類の回収義務の明確化等が盛り込まれました（平成19年10月1日施行）。

県では、「県有施設等に係るフロン等対策暫定指針（平成5年2月）」に基づき、大型冷房設備、公用車のフロン類の対策に取り組んでいます。

また、平成8年3月には県内関係団体、事業者、市町村等と協力して「愛知県フロン回収・処理推進協議会」（平成22年6月1日現在の構成員数：関係団体9、事業者74、市町村等38）を設立し、フロン類の回収及び処理の推進を図っています。更に、災害時における被災地域で廃棄される冷凍空調機器からのフロン類の回収について、同協議会と平成17年4月1日に「災害時におけるフロン類の回収に関する協定書」を締結しています。

フロン回収・破壊法については、県が規制、指導事務を行っており、平成22年3月末現在で県内には業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収を行うことができる業者（第一種フロン類回収業者）が1,391業者登録されています。

平成21年度に県内の業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量は243.5t、破壊業者に引き渡した量は168.9t、再利用した量は75.8tでした。

2 フロン回収・破壊法などに係る施策

【大気環境課】

図2-1-6 改正フロン回収・破壊法の仕組み

